

公告第 512 号

規約の一部変更について

当健康保険組合の規約の一部を、新旧条文対照表（別添）のとおり変更するため、平成 24 年 8 月 1 日付 S C S K 健発第 215 号をもって認可申請したところ、平成 24 年 8 月 30 日付関厚発 0830 第 36 号をもって認可がありましたので公告する。

平成 24 年 9 月 5 日

S C S K 健康保険組合
理事長 熊崎 龍安

S C S K 健康保険組合規約
新旧条文対照表

新	旧
(中略)	(中略)
第3章 役員及び職員 (中略)	第3章 役員及び職員 (中略)
(常務理事及びその職務)	(常務理事及びその職務)
第34条 <u>この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。</u>	第34条 <u>この組合に2名の常務理事をおき、1人を専務理事とすることができる。</u>
2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。	理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。
	2 専務理事は、理事長を補佐し、常務を統括する。
	3 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
(中略)	(中略)
第4章 組合員	第4章 標準報酬
(組合員の範囲)	
第42条 <u>この組合は、組合規約第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む)を組合員の範囲とする。</u>	
(標準報酬)	(標準報酬)
第43条	第42条
(現物給与の算定)	(現物給与の算定)
第44条	第43条
第5章 保険料	第5章 保険料
(一般保険料、調整保険料および介護保険料の負担割合)	(一般保険料、調整保険料および介護保険料の負担割合)
第45条 一般保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。	第44条 一般保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。 <u>(小数点第4位を四捨五入する。)</u>
2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。	2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。 <u>(小数点第4位を四捨五入する。)</u>
第6章 財務	第6章 財務
(会計年度独立の原則)	(会計年度独立の原則)
第46条	第45条
(会計年度独立の原則)	(会計年度独立の原則)
第47条	第46条
(予備費の費途)	(予備費の費途)
第48条	第47条
(準備金の保有方法)	(準備金の保有方法)
第49条	第48条
(準備金以外の積立金の保有方法)	(準備金以外の積立金の保有方法)
第50条	第49条
(組合財産の管理方法)	(組合財産の管理方法)
第51条	第50条
第7章 公告	第7章 公告
(公告の方法)	(公告の方法)
第52条 <u>この組合において公告しなければならない事項は、次の各号により掲示する。</u>	第51条 <u>この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。</u>
(1) 組合の掲示板への掲示	
(2) 組合の作成するホームページへの掲載	

第8章 保険給付

(医療機関の指定)
第53条

(一部負担の特例)
第54条

(一部負担還元金)
第55条

(付加給付)
第56条

(延長傷病手当金付加金)
第57条

(出産育児一時金付加金)
第58条

(家族出産育児一時金付加金)
第59条

(埋葬料付加金)
第60条

(埋葬費付加金)
第61条

(家族埋葬料付加金)
第62条

(家族療養費付加金)
第63条

(合算高額療養費付加金)
第64条

第9章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)
第65条

第10章 その他事業

(施設の利用等)
第66条

(高額医療費貸付)
第67条

(出産費貸付金)
第68条

附則
この規約は、平成24年9月1日から施行する。

第8章 保険給付

(医療機関の指定)
第52条

(一部負担の特例)
第53条

(一部負担還元金)
第54条

(付加給付)
第55条

(延長傷病手当金付加金)
第56条

(出産育児一時金付加金)
第57条

(家族出産育児一時金付加金)
第58条

(埋葬料付加金)
第59条

(埋葬費付加金)
第60条

(家族埋葬料付加金)
第61条

(家族療養費付加金)
第62条

(合算高額療養費付加金)
第63条

第9章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)
第64条

第10章 その他事業

(施設の利用等)
第65条

(高額医療費貸付)
第66条

(出産費貸付金)
第67条